

○厚生労働省告示第百九十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

別表 第1部～第5部 (略)		改正前	改正後
第6部 追加補薬 (2)		別表 第1部～第5部 (略) (新設)	別表 第1部～第5部 (略)
(5)	ウルソデオキシコール酸錠100mg [NIGL]		100mg 1錠 7.30
(5)	エキセメスタン錠25mg [NIGL]		25mg 1錠 141.70
(6)	オプテマルカゾセル50mg		50mg 1カゾセル 12,596.00
(7)	タケキヤゾOD錠10mg		10mg 1錠 100.50
	タケキヤゾOD錠20mg		20mg 1錠 150.50
	タリージェOD錠2.5mg		2.5mg 1錠 67.20
	タリージェOD錠5mg		5mg 1錠 92.50
	タリージェOD錠10mg		10mg 1錠 127.90
	タリージェOD錠15mg		15mg 1錠 154.80
(8)	トアラセット配合錠 [NIGL]		1錠 13.00
	トアラセット20mg		20mg 1錠 7,106.60
(9)	ピカルタミド錠80mg [NIGL]		80mg 1錠 140.80
注 射 薬			
(10)	アトガム点滴静注液250mg		250mg 5mL 1管 75,467
(11)	ゾイレブ配合持続皮下注		10mL 1瓶 13,277
(12)	エンタインピオ皮下注108mgシリンジ		108mg±0.68mL 1筒 69,888
	エンタインピオ皮下注108mgペン		108mg±0.68mL 1キット 69,888
(13)	オンボニー皮下注100mgオートインジェクター		100mg 1mL 1キット 126,798
	オンボニー皮下注100mgシリンジ		100mg 1mL 1筒 126,798
	オンボニー点滴静注300mg		300mg±15mL 1瓶 192,332
(14)	グルタチオン注射液200mg [NIGL]		200mg 1管 57
(15)	パドセゾ点滴静注用20mg		20mg 1瓶 61,276
	パリンゾック皮下注2.5mg		2.5mg±0.5mL 1筒 61,606
	パリンゾック皮下注10mg		10mg±0.5mL 1筒 64,135
	パリンゾック皮下注20mg		20mg 1mL 1筒 65,468

品名	外 用 薬	規 格 単 位	薬 価 円
<u>(イ)</u> ベスレミ皮下注250μgシリンド		250μg0.5mL1筒	297.259
ベスレミ皮下注500μgシリンド		500μg1mL1筒	565.154
<u>(ロ)</u> レバステイナ皮下注用0.95mg		0.95mg1瓶(溶解液付)	18.421
<u>(カ)</u> アボハイトローション20%		20%1g	545.80
<u>(キ)</u> コムレクス耳科用液1.5%		1.5%5mL1瓶	1,584.50
<u>(ク)</u> チモロールXE点眼液0.25%「セソジュ」		0.25%1mL	109.20
チモロールXE点眼液0.5%「セソジュ」		0.5%1mL	273.00
<u>(ケ)</u> ネキソプリッド外用ゲル5g		5g1瓶(混合用ゲル付)	162,995.90
<u>(コ)</u> ベピオローション2.5%		2.5%1g	98.10
<u>(サ)</u> ライトマイシン眼科外用液用2mg		2mg1瓶	1,563.90

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ビメキズマブ製剤 (新設) (新設)</p>

附 則

この告示は、令和五年五月二十四日から適用する。